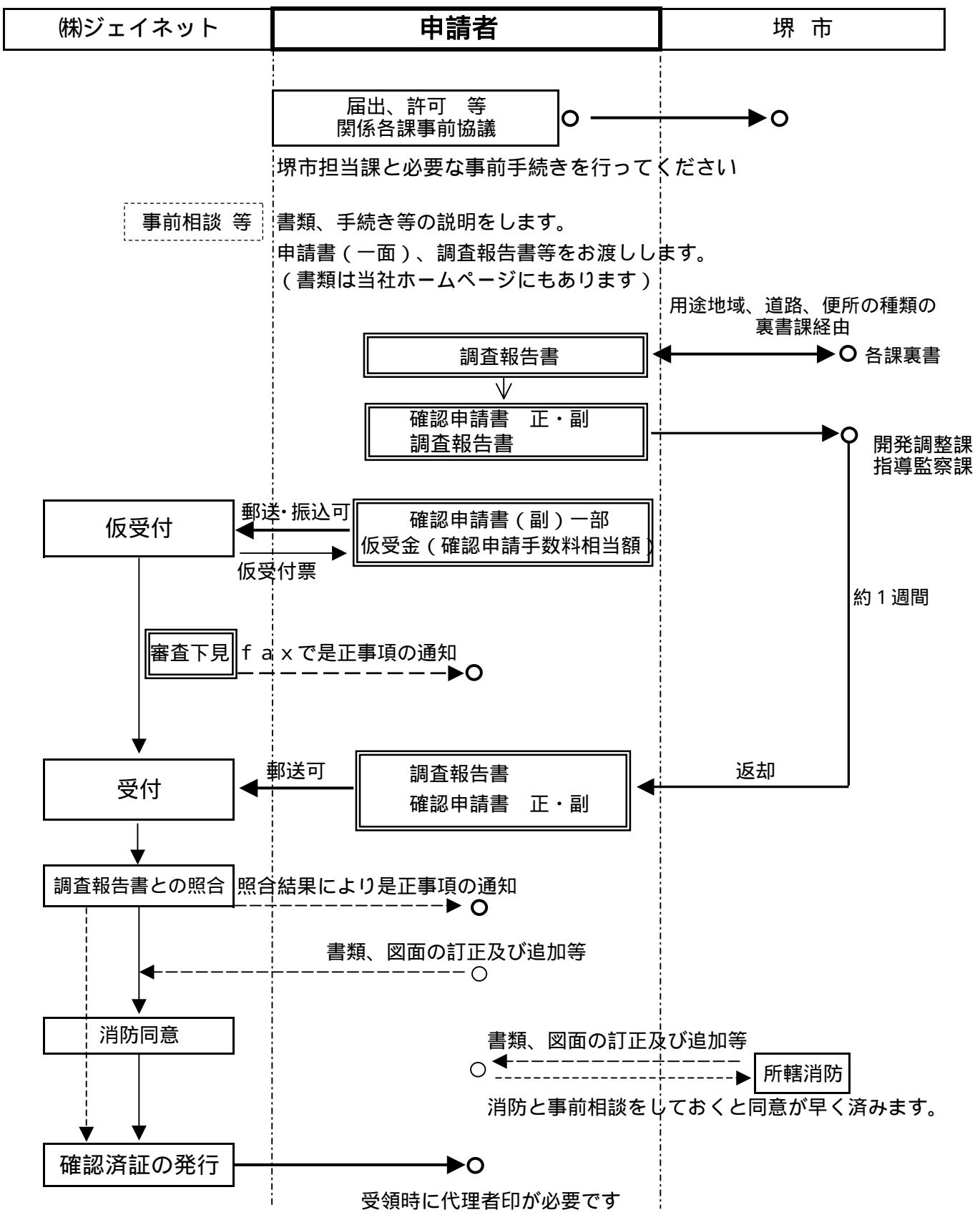


確認申請のフロー



* 堺市開発行為等の手続きに関する条例・都市計画法の協議済物件については、開発検査済等の裏書が必要です。

* 堺市開発行為等の手続きに関する条例第7条第2項但し書き該当物件については、開発行為に係る計画書を提出し但し書き適用の判定を受けてください。